

〈論 文〉

戦前日本社会政策論史の転換点 —福田から大河内へ—

玉井 金五・杉田 菜穂

要旨 日本社会政策論史における、大河内一男の存在感は圧倒的である。本稿では、その大河内と福田徳三の主張を対比させる。福田は、社会政策に哲学を与えなければならないという観点から「厚生経済」という理念を追究した。大河内は、その福田が1930年にこの世を去る頃に台頭して経済学に引きつけた「厚生経済」論を展開する。この両者の「厚生経済」をめぐる議論の交錯に、「原理」から「理論」へとでもいべき日本社会政策論の転換を見出す。

キーワード 大河内一男, 福田徳三, 厚生経済, 国家, 社会, 個人

1 はじめに

1897年に誕生した社会政策学会は、日本で最初に組織された社会科学の学会である。ドイツ歴史学派の影響を受けたそれは学者だけでなく官僚、ジャーナリスト、社会運動家なども参加する学術団体としてスタートし、年次大会のほか講演会や演説会、特別委員会なども開催され、世論への働きかけや政策提言などの役割も担っていた。思想的混乱によって社会政策学会が休止状態に陥るのは1924年のことであり、それをもって全国的規模での社会科学の総合的な学的組織は消滅してしまった。

社会政策学会で活躍をみた人々は、それぞれ当時に至って専門分化の進みつつあった法学、経済学、社会学の専門家として、政治家やジャーナリスト、社会運動家といった実務家として引き続き活躍の場をもつことになるが、学会の活動停止によってそれまでの日本社会政策の歩みに行き詰まりがみられたことは否めない。特に実践において開花期にあった日本社会政策は、マルクス主義社会科学の流入という学說的なうねりに飲まれるかたちでそのアイデンティティを見失うことになったのである。

社会政策学会の思想的混乱は、それまでに培われてきた日本社会政策の実践と学説が乖離していく起点をなしたとあってよい。本来の社会政策＝労働政策＋生活政策が経済学に引きつけた理論に傾倒することで、学説的に変質していくのである。1926年には高田保馬と河上肇による人口論争が生起するが、「マルサスカマルクスか」の学説論争に発展する当論争の同年に生じた舞出長五郎と土方成美による経済価値論をめぐる論争、また高橋亀吉と猪股津南雄、野呂栄太郎による帝国主義論をめぐる論争は、その後の社会政策の学説展開に著しい影響をもたらすことになった。

1930年代に至っては、社会政策学会で活躍した人口論者は社会経済史学会（1930年、創立）、日本経済学会（1934年、創立）への所属、ないしは社会運動家や行政などの実際家への転身などを図った。社会政策学会が再建されるのは1950年のことであるが、1930年代には社会政策をめぐる実践（社会政策＝労働政策＋生活政策）と学説（社会政策＝労働政策に収斂）の乖離が進むことになる。丁度、この1930年代に台頭するのが大河内一男の社会政策論（社会政策＝労働問題研究）であり、それが学会の再建時に向けて影響力を増していったことは、よく知られている。

本稿では、その大河内と福田徳三の主張を対比させる。福田は、社会政策に哲学（＝嚮導原理）を与えなければならないという観点から「厚生経済」という理念を追究した。大河内は、その福田が1930年にこの世を去る頃に台頭して経済学に引きつけた「厚生経済」論を展開した。この両者の交錯こそは、思想的混乱を契機とする「原理」から「理論」へとでもいうべき日本社会政策論の転換を特徴づけるようである。福田の「厚生経済」と大河内の「厚生経済」を対置させ、大河内の価値判断をめぐる見解のなかに日本社会政策論史の大きな転機を見出すのが本稿の課題である。

2 福田の「社会的必要」と社会政策

本節ではまず、福田について取り上げよう。福田が遺した研究業績は経済学や社会政策学など広範囲に及ぶこともあって先行研究も数多いが、本稿の課題設定との関連を意識して特に参照したいのは山田雄三と川島章平の見解である。山田は先見的な福祉国家論として福田の「厚生経済」を捉え、川島は福田が用いた「社会的」という概念の性格を論じた。それらを取り上げながら、福田の議論における「社会的必要」の意味に迫るところからはじめたい。まず、福田の弟子である山田はいう。

「福田先生の『厚生経済』とは、一言でいえば、『物の経済』に対して『人間の経済』を考えようとしたものにほかならない。ただ、先生は当時のマルクス経済学に対抗し、同時にピグー流の『厚生経済学』を乗り越えようとして、『人間の経済』の理論解明に努められたのである。

政策論としては今日いう『福祉国家論』にほかならず、のちのケインズ体系よりも資本主義

批判の面が強い。それは一方で権力国家に対するものとしてあくまで独裁制の弊を避け、他方で自由機構に対するものとして失業やインフレを防ぐことを求める。たしかに、そこには理論のうえでも政策のうえでも、今日なお探究せらるべき重要な課題が秘められているとってよいであろう。」¹⁾

山田によってこのように評される福田がマルクス経済学だけでなく価格論的な厚生論としてのピグーの厚生経済学に挑戦し乗り越えようとする意欲は、福田が経済学説の展開を以下のようにならしていたことに象徴されている。

「最近時における厚生経済学（welfare economics）構成の試みは、いずれもみな価格経済学よりの解放の要求に応ぜんとするものである。しかして近時におけるこの思潮の先駆と観るべきは、ドイツにおけるいわゆる倫理学派経済学をほかにしては、英国経済学の宿儒アルフレッド・マーシャル Alfred Marshall その人であろう。」²⁾

そして、それらと対置される福田なりの「厚生経済」を貫く理念として重視されたのが「人間としての要求」である。

「矛盾は資本主義に内在せずして外在する。換言すれば、資本主義経済によって生きつつあるわれわれ人間の全生活のうちにその矛盾は内在する。われわれの人間としての要求（ある学者のいわゆる『文化価値』）は、価格経済そのものの矛盾をいよいよ痛感していく。厚生経済の主張と要求とは、この痛感から生まれ出たものである。」³⁾

その福田にとって重要なのは（市場経済とのかかわりでいえば）労働運動であり、それを価格闘争や生産現象としてではない見地からみることこそが福田のいう厚生経済学の立場である。

「今日の経済生活において、労働者の願望・利益に反して労働を強制・圧迫する作用を防ぎ、国の所得の分配を害し、その可変性を増大せんとする作用に対抗するものは、主として厚生闘争・厚生運動としての労働争議・労働運動のみである。他に若干の機関ありとも、その力はきわめて微弱ほとんど用をなさず、しかしてその用をなすかぎりにおいては、厚生運動としての労働運動を背景とし、これを動源とするものである。

それと同様に今日の社会政策、社会自治をして真にその用をなさしむるものは、その背後における有力なる労働運動であり、これを刺激するものは、厚生闘争たる労働争議これである。」⁴⁾

このなかで言われる「厚生闘争・厚生運動としての労働争議・労働運動」は、「社会的必要」を満たす（労使間の）賃金闘争＝「価格闘争」ではなく「人格闘争」を意味している。

「厚生経済の立場からみれば、社会的に必要な所得と、社会的に必要ならざる所得－前者を『値する所得』、後者を『値せざる所得』と名づけよう－とのあいだにおける闘争こそ、真の厚生の意義をもつものであつて、雇主と雇用労働者との階級闘争は、それが、この意味の真の厚生闘争であるがゆえに、重大なる厚生の意義をもつものとなるのである。」⁵⁾

従来の賃金交渉を「価格闘争」と呼ぶ福田は、それがより高い賃金水準を目的としているにすぎず、それと対置される「厚生闘争」は労働者のより高い満足、社会的必要の充足を求めるものだと定義した。厚生闘争においては、交渉する者同士が「貧困の解消」といった社会的価値観を共有する。『厚生経済研究』（1930年）が到達点となる福田の「厚生経済」は、「社会的必要」とは何であり、またそれはどの程度の水準を要求するものであるかということと、また、そのための合意形成の過程などを対象とするものであったと考えられる。

その「厚生経済」を説くにおいて福田が重視した「厚生闘争」こそは、社会全体の厚生がもたらされる原動力であり、その先に社会的価値観の体現につながる闘争を調整する体制が形成されると考えられていた。福田の「厚生経済」を政策論としては今日いう「福祉国家論」にほかならないと評した山田は、福田の「社会的必要」＝ある種の社会的価値観の形成の主張をグンナー・ミュルダールの価値判断をめぐる議論＝「価値前提」と結びつけて以下のように述べている。

「おそらく先生（福田－引用者）の趣旨は、闘争のあいだに、闘争を超えて一種の社会価値観が形成されると解するのであり、前に述べたように、それは結局のところ『社会厚生関数』の設定というほかはないであろう。さらに、もっと論理的に表現するならば、局部的価値対立のあいだに高次の価値が形成される現実を見つめ、それに対応して政策目標が仮説的に設定されるというならば、最近ミュルダールのいう『価値前提』の説をこの場合に援用してもよいであろう。」⁶⁾

山田によって「マルクス主義でもなくピグーの厚生経済学でもない」先見的な「福祉国家論」、
「ミュルダールの価値前提」と結びつけられる議論と評される福田の「厚生経済」を貫く「社会的必要」の概念は、当時における日本の「厚生」概念としての社会政策論の展開を端的に表しているといつてよい。それを議論する助けになってくれるのが川島の考察である。川島は次のように述べて、福田が広義の「社会」と区別される「社会的」という概念によって人間の進歩を促す「社会的なもの」の働きに注目していたことに注意を促している。

「彼（福田－引用者）にとって『社会的なもの』の発展・駆動は、あるいは『人民』『国民』の『人格』の回復や実現は達成され続けなければならない義務でもあった。『其知識の及ぶ限り（…）人間は真に厚生を進る様に、成るべき満足を得るやうにと努むる者であり又努めなければならぬ』（福田 [1930]：823）という記述は、そのことを表現している。」⁷⁾

もっとも、川島が別の箇所でいうように、福田の提示した「社会的なもの」という視点は一方で劣った生の軽視・排除を肯定する思想を孕んでいる。しかしながら、他方でそれは学説面からも実践面からも当時の社会政策をめぐる状況を的確にとらえている。「社会的必要」という価値判断は福田なりの、経済学の思想的混乱から抜け出す視角の提示であるとともに、1920年代における社会問題をめぐる、特に社会運動や政策形成といった実践面を勢いづける意図があったと考えられる。そのような観点からこそ、福田の「社会」という言葉へのこだわりが見つめ直されるべきである。例えば、1926年の福田はいう。

「今日社会事業若くは社会政策、社会運動と云ふ時の『社会』とは、個人に対し国家に対する社会の全般に関することを謂ふのではない。日本では未だ大分滅茶苦茶に此等の言葉を使つて居つて、何か公けの問題、公共の生活に関した問題が起こると、其れは社会問題である、左様なことは由々しき社会問題である、と云ふやうなことを随分新聞や雑誌に書くけれども、これは言葉の使ひ方を誤つて居るものと居はねばならぬ。今日謂ふところの社会運動或は社会問題又は社会政策の其の『社会』とは、社会に関する事の一切をゴタゴタと包含するのではない、其の中の或る特に限つたものを意味するのである、社会に起る凡ての運動は必ずしも社会運動たるわけではない。其れと同様に政府に於て社会事業をやる、其の為に特に社会局若くは社会課と云ふやうなものを置くと云ふのも社会に関することの総てを取扱ふのではない。社会に関する総てを取扱ふのならば、政府の仕事は悉く皆是れ社会に関係あるものであるから、政府の事業は皆社会局に入らなければならぬ、社会課が地方行政の一切を占めてしまはなければならぬ、さう云ふ意味では決してない。今日の世の中に起る多くの問題、其れが社会に多少の関係の無いものはない、否すべて皆社会に起つて来る。個人問題でも社会に起つて来る。我々は社会の内に生きて居る、我々の間に起る問題は皆社会に起る所の問題である。」⁸⁾「総て皆社会の中に起るのであるけれども、其の総てを社会問題と云ふのではない。其起る問題が社会其のもの、存在、社会其のものの運行に関係するやうになつて、初めて社会問題となるのである。所謂社会問題、社会事業などと云ふ時の社会は、汎く謂ふ社会の中の特に限られた問題である。其社会的と云ふことは初めに申したやうに、個人的と云ふことに対し、又国家的と云ふことに対するのが第一の意義である。社会内に起る出来事でも、個人的の出来事たるに止るもの、国家的出来事であるもの、社会的出来事であるものと、大体別けて此3つになる。」⁹⁾

福田によれば「社会的出来事」としての、「社会そのものの運行に関係するようになった問

題」こそが、「個人的な出来事」でも「国家的な出来事」でもない社会問題である。そのような立場からみた福田による「社会政策」の定義は「社会が社会の力を以つて行ふ政策」である。

「社会政策の取扱ふものは労働問題ばかりではない。否労働問題の取扱ひは社会政策から云へば、唯だ一つの任務たるに過ぎない。社会政策は国家を脅やかし健全なる社会を脅やかす力が段々殖えて来ることを認めて、之れを今から取り除かうと云ふのである、其取り除きに色々な道がある。各個人の働きによつても国体の力によつても除ける、其他色々な働きによつて除けるが、国家は其中最大の責任者として其実行に任ずるのである。要するに社会が其れ自からのために、其れ自らの健全なる発達の為にすることが社会政策である。故に社会政策に定義を下して云へば、社会政策とは社会が社会の力を以つて行ふ政策である。社会が社会の為にすることは、今日は国家が国家の為にすると云ふ形に於て現はれて居るから『政策』と云ふのである。国家は自分の存続の為に行政をやる、其の行政に於て今云つた特別の社会的の問題の取扱ひに特に重きを置く。今まで考へに置かなかつた其の社会的と云ふことを考へるの中心に置いて有らゆる行政をやる、それが社会政策である。」¹⁰⁾

さらに、続けていう。

「今までの政策は所謂行政であつて、それが為めには人民を取扱つて色々なことをして居つた。けれども特に国家以外から来る力に着眼することなくやつて居つた。之れに反し特に階級に分れて対立するものがある、其の対立が人類の共同生活を脅かすことを認めて其の根底を取り除かうと云ふ意思-特別なる社会的と云ふことを解決する意思を以つて行政をする、其意思の発動として行政をやるといふこと、之れが即ち社会政策である。社会運動は国家の方からでなく、当事者-主として人格を圧迫せられ人格を支配せられ人格を束縛せられる当事者が、其の圧迫を除く為めにする運動を云ふ。従つて社会運動と社会政策とは両方なくてはいけない。国家が社会政策を行つても、当事者が少しも自覚しない発憤しないで、いつ迄も惰眠を貪ばつて居つては何んにもならない。当人が目ざめて運動をするのでなければならぬ。労働者が目ざめて社会運動をするやうにならなければ、国家の社会政策は甚だ力のないものである。」¹¹⁾

ここに福田が説く社会運動の意義は、国家以外による社会問題への対処の要求や実践の興隆と対応しているとみるべきだろう。福田は「社会的必要」という価値判断を中心に社会政策や社会運動といった「厚生経済」をめぐる動向を整理することを志したのである。その際福田がこだわったのが、マーシャルやビグーのような価格経済学的ではない「人間としての要求」をめぐる視点であった。それはしたがって、競争的領域としての市場の外へも目が向けられ、福田の提示した「社会的必要」という価値判断は「厚生経済」を構成する社会運動と並ぶものとして社会政策を相対化することになったと考えられる。

晩年に至っての福田の「厚生経済」論の前提、それに至る過程には生存権論があった。1916年の「生存権の社会政策」における福田は、法律学や哲学が社会政策に近づくことで経済学の副産物としての社会政策から道徳哲学や法律哲学が起こり、生存権の認承をもって「改良の哲学としての社会政策」が打ち立てられると主張した。¹²⁾ 福田に従えば、労働権、労働全収権、生存権をもって社会権となる。その社会権を構成する人間が人たるに値する生活に必要な一定の待遇を要求する権利としての生存権は、社会政策の根本要求であるとして次のように述べた。

「生存権の社会政策は私法をことごとく公法化せんとするものにあらず。また公法をもって私法に代用せんとするものにあらず。今日までは主として公法上の手段によりたれども、今日以後は私法の範囲にも指を染めてこれを社会政策化するを要す。法律－私法を第一として－の社会化とはこの謂なり。

この意味において社会政策が経済学の副産物たる現状の改まりて、さらに法律学において社会政策が研究せられ、しかしてまた進みて哲学が伝来の系統以外に社会政策に近づき来るの日あるべきは疑うべからず。新しい道徳哲学、新しき法律哲学はこの意味において起こらざるべからず。わが金井先生によりて開かれたる日本社会政策の学問は、いまやその第一期を送りて第二期に入らんとしつつあり。先生の寿を賀する我らは、来らんとする第二期をいかにして迎ふべきかを同時に考うることを要す。」¹³⁾

この生存権の社会政策を前提とする福田にとっての社会政策、福田によって以下のように定義された社会政策は、理論ではなく原理であった。

「社会政策は闘争の政策である、断じて妥協の政策ではない、闘争なきところそこに進歩はない。ただこの闘争の人格化－これを厚生化と名づける－が急要である。

社会政策はひとつの人格化政策であらねばならぬ。人格化とは非人格の全部征服をいうのではない、非人格との闘争を人格発展の刺激たらしめ促進者たらしめることをいうのである。物格の全部支配を意味するものではない、物格の自然性、怠惰性、遠心性すなわち非人格性をあくまで善用して、畢竟は人格の無限なる拡張、無限なる充実、無限なる発展を可能ならしめること、これが社会政策の理想的帰趣とするとところである。

しかしながら誤解してはならぬ。社会政策は政策のための政策ではない。『社会』と『政策』の二語より成る、『社会政策』において重きをなすところは『社会』の語であって、『政策』という語ではない。社会政策は社会のための政策である、政策のための社会ではない。

そしてまた同時に社会政策は、国家のためのみの政策ではない。国家範囲をできるだけ拡張して人間共同生活における人格非人格の闘争を広汎にそのうちに取り入るということは、国家の利益がこれを要求するからではない。国家人格が最高、全能、全知たるべきがためではない。かくすることが、人間共同生活の運動を善化し醇化し、これを人間の進歩にもっとも善く

役立たしめうるからである。これを約していえば、かくすることが社会進歩のために最善であるからである。

ゆえに私はつねにいう、社会政策とは、社会が社会のために社会の力によりて行なうところの政策であると。ただ今日の現実としては、政策という以上、それが国家の運営を中心とするものであるがゆえに、社会は国家をとおして、国家の機関を主として、国家の力を第一の実行者として、この政策を行なうにほかならぬのである。

できるかぎりにおいて、国家という容器に盛り上げることが、社会のために社会の運動のために、もっともねがわしいことであると認めるがゆえにこれを勉めるのであって、そしてそれはその第二次の作用として、また国家という人格の充実、発展に最上の貢献をなすものであると認めるものである。社会政策が他の諸々の政策とははなはだしく異なる点であって、とくに『社会』政策なる語を標榜する所以は実はここに存するのである。¹⁴⁾

3 原理の福田から理論の大河内へ

もちろん、福田をもってそれ以前の多様な社会政策論を代表させるのは必ずしも正しくない。しかしながら、社会運動や社会政策の興隆という当時の状況と「国家」や「個人」と対置される「社会」という概念を用いて議論した福田の社会政策論は、「社会」という言葉が著しい普及をみた当時の日本の状況を的確に捉えるという意味で象徴的な社会政策論である。「価格経済」と対置される原理として「厚生経済」を提起した福田は、『厚生経済研究』の刊行年である1930年にこの世を去った。それと入れ替わるように、大河内一男の社会政策論が台頭する。その大河内は、戦時下という特殊な時代状況のなかで厚生＝生活問題を社会政策と社会事業、福利施設とに結びつけられる三領域に分けた。

「三個の厚生の伝統的領域が、相互に他の存在を知り、それと自らの領域との関連を反省する必要に迫られ、厚生といふ新しい名称の下に、『生活』といふ、漠然乍ら共通の雰囲気と共通の問題性を意識しはじめるのは、自由経済の体制が統制化され、更に進んで国民経済全体が計画化されることを必要とするに至ったからに外ならない。この必要は、従来ただ抽象的にのみ考へられ論ぜられて来た『生活』といふ問題が、これまでのやうに只経済循環の外に在るところの問題ではなく、実は経済循環そのものの不可分の一環であることを人々に認識せしめるに至ったのである。」¹⁵⁾

大河内による厚生の三領域は、図表1のように整理される。経済循環の一環として厚生＝生活をめぐるこのような分類へと至る大河内の生活問題論の起点は、1938年の論考（「わが国における社会事業の現在及び将来—社会事業と社会政策の関係を中心として—」『社会事業』第22巻第8号）で社会政策の対象としての労働過程と生活過程の切り結びを行ったところまで遡る。

図表 1

	社会政策	社会事業	福利施設
目的	労働力の保全・培養	非社会的性格者等の救済指導	大経営に於ける労働力の調達、確保、定着
対象	労働者(勤労者)	勤労能力を持たない人々	個別経営内の労働者(勤労者)
性質 (厚生領域)	経済内の厚生	経済外的厚生	経営内の厚生

(小山久二郎編『現代日本の基礎 2 厚生』小山書店、1944年、8-13頁、より作成。)

それを起点に、大河内は生活を主題とする論考を連続して発表する。その過程で社会政策の対象を労働過程に収斂させる一方、先に取り上げた論考で厚生という概念をもって最終的に生活の問題を論じるとともに、そこに「社会政策」と「社会事業」さらには「福利施設」を関係づけようと試みるに及ぶのである。

大河内の「厚生経済」論は、大河内理論に生活問題をめぐる議論を当てはめたものである。社会政策を「資本主義社会における労働力の保全または培養のための政策」と定義し、資本主義経済の労働力を確保するための労働政策以外の、例えば経済秩序外的存在は社会事業（＝戦後の、社会福祉）の対象とした。社会政策の源泉を資本主義経済の再生産に求め、そこから理論を展開するという経済還元論へ大河内が傾斜したことは大河内の価値判断をめぐる態度の表明である。大河内は従来の社会政策論を「価値判断に基づく学問外的なもの」として退けたが、それは戦後における社会政策と社会福祉、及び社会保障の整合性をめぐる問い、社会福祉学をはじめとする生活問題を対象とする学問の分化をめぐる動きをもたらした。

ところで、ここに描き出した大河内の「厚生経済」と福田の「厚生経済」をめぐる主張を対照させ、両者の活躍した時代をそれぞれ「原理の時代」と「理論の時代」への転換とみなすことは日本社会政策論の史的展開の特質をめぐる重要な一断面となり得る。大河内が「価値判断に基づく学問外的なもの」として切り捨てた社会政策論の時代に学説史的にも実践史的にも形成、展開をみた社会政策＝労働政策＋生活政策は、学説的に経済学的な観点からの「理論」へと収斂していくのである。以下では、その観点から福田と大河内の「厚生経済」論の対照性を手掛かりとして、大河内が大河内以前の日本の社会政策論に向けた「価値判断に基づく学問外的なもの」という批判について考察を深めなければならない。それは、大河内がその批判の対象とした学説や実践に関わる本来の社会政策＝労働政策＋生活政策を社会政策＝労働政策へと収斂させていった要因になっているからである。

大河内理論の前提となる価値判断をめぐる議論の考察は、大河内の第一作である『独逸社会政策思想史』（1936年）で展開される。ドイツの社会政策論史における「倫理的」経済学批判に自身を重ねていたと思われる大河内は、本書のなかで没価値性の意義を力説している。以下に目次を提示したが、そのなかで没価値性について議論を展開しているのは第3編である。後に改めて論じるが、『「倫理的」経済学、また『講壇社会主義』の出現を必要とした独逸の経済的・政治的諸関係が推移し変質すると共に、彼等の理論と政策もまた次第に不要なものになつて行

った」¹⁶⁾とする経緯を説明するにおいて、そしてその理解において、大河内は没価値性の意義を重視していた。

第1編 「独逸マンチェスター派」と労働者問題

第2編 「講壇社会主義」の社会改良論

第3編 「講壇社会主義」とその反対者

補論1 アドルフ・ワグナー生誕百年

同書が社会政策本質論争の時期に新版として再版された（上巻：1949年，下巻：1951年）とき、それぞれの序文に初版の執筆の経緯が記されている。まず、以下は「1949年5月」に記された上巻の序文の一部である。長くなるが、重要なので引用しておく。

「本書が最初に上梓されたのは昭和十一年で、日本の経済社会はまだ平穏な時期にあつたが、労働者問題は次第にその度合いを深めて行きつつあつた。けれども、労働者問題に対する自由な研究はいよいよ困難になり、国家主義的な思想統制の手は地味な学問的研究にまで押しよせていた。日本の労働者問題に興味や関心を寄せているものも、これを正しい方法論の上に立つて直接研究することが妨げられていた。労働者問題がその重要性を増すにつれ、またこれに対する人々の関心が深まるにつれ、自由で捉われない研究に対する制約は、いよいよ大きくなり、この問題を取り扱おうとするものに対しては、可能なかぎり『中立的』で且つ『客観的』態度が要求されるようになった。従つて、事態に対する比較的正しい批判的態度を持しようとするものは、流行の国家主義的な教説や観念論に跪座することを避けようとするなら、勢いかの『没価値的』な態度を一応とらざるを得なかつたのである。人々は好んでマックス・ウェーバー式の『没価値的』な『技術的批判』の盾の下に身を退けることを賢明だと考えるようになった。勿論それはこの時期の研究者たちにとっては心ならずのことであつたに違ひなかつた。本書もまた、このような雰囲気の下に書かれ、とりわけ特に政治性のあらわでない、文献史的研究という形に於てまとめ上げられた。独逸に於ける社会政策論の発展を文献史的に跡づけることを任務としたこの書物は、後に至つて社会政策の本質理解についての考え方をまとめ上げるのに根本的な影響を及ぼすことになつたが、同時に社会政策に関するこのような研究が出来上がったということ自体は、右に述べたような時代の産物であつたのである。当時文献史的研究は労働者問題に対する筆者の関心を表わす間接的な、迂回的方法なのであつた。けれども、すでに社会科学の立場が超階級的な、その意味で、『客観的』な、文献穿鑿的記述に終始し得ないものであるかぎり、この書物も、その地味な姿を通じて、資本主義社会に於ける社会政策に対して、何ごとかを発言しようとしたものであることは疑を容れない。筆者は初版の序文の一部で次のように書いておいたが、それは今日に於ても筆者のかわることなき信念である、—

『社会政策上の実践は、資本主義経済の母国英吉利に於て最も順調に、また最も高度に発展し

だが、そのための理論は、とりわけ社会改良思想は、却つて『理屈好きの』独逸に於て最も輝かしい発展を遂げた。而も独逸は、その資本主義的發展の特殊的制約の故に、社会的改良の必要とその限界とが最も短期間のうちに交錯して現われ、所謂社会改良主義思想なるものの運命を理解する為の此の上もない肥沃な土壤である。十九世紀の中葉より『独逸帝国』の隆昌を経て、第一次世界大戦後の潰滅に瀕した『独逸共和国』に至るまでの、社会改良主義の消長の跡を文献的に巡禮し終わつた筆者は、この歴史的教訓に導かれて、再び社会政策の理論の構成を目指して新たな旅装を整えようとしている。続く旅程は遠く、そして恐らくは険しいであろう。社会政策の学が、あり勝ちなように、社会立法の注釈や労働者状態の記述に終わらない限り、そこでは社会秩序をめぐつての闘いが究極の問題となるからである。社会科学に従うものは単に『観想するもの』として止まり得ないのをその宿命としている。』¹⁷⁾

続いて以下は、「1950年12月」に記された下巻の序文からである。

「本書の舊版においては、『講壇社会主義』の研究が中心であり、それへの反対者を取扱つた第三篇に相当する部分は、全体の篇別構成の中では、謂わば従たる地位を占めるに過ぎなかつたのであるが、今日上下二巻にわけ、全体を通読加筆しつつ顧みるに、『講壇社会主義』そのものについての研究はその比重が小さく、逆に、その反対者または批判者としてのマックス・ウェーバーの批判の社会的意義、ならびにウェーバーの盾の蔭にかくれるさまざまな自由主義者や社会政策の反対者たちの性格を分析することに全篇の重点が置かれていたことに気付く。」¹⁸⁾

これらの記述を確認した上で、大河内が「従前の（大河内以前の）社会政策概念」の日本的展開をどのように描いたかを確認したい。そのために以下で取り上げる『社会政策原理』は、上記『独逸社会政策論史（下）』と同じ刊行年である。

「明治から大正を通じ、昭和時代の初期へかけての多くの著作においては、社会政策は『社会政策学会』の趣意書に示されたごとく、社会改良主義の基調に立ち乍ら、『階級協調』と労働階級の福祉の増進とを積極的に企図するための政策だと素直に述べられている場合が多い。例へば、河津暹博士は曰く、『社会政策は、平易に解すれば、現代の経済社会の根底を破壊することなく、其の病弊である社会下層の者の生活上の不安を除き、之等の者の福利を増進し、その社会上の位置を向上せしむべき凡百の施設の総称である』と。古くは、関一『工業政策』（下巻、明治四十四年刊）、戸田海市『社会政策論』（大正十四年刊）、河田嗣郎『社会問題体系』（第一巻、大正十四年刊）、等は、何れも倫理的な社会改良主義の上に立ち乍ら、明瞭な労資協調論を主張してゐるものと考へられる」¹⁹⁾と述べて、大河内が本書で具体的に批判の対象とした「社会政策概念」とその大河内による性格づけを整理すれば図表2の通りである。

図表2

大河内による分類	論者	大河内による特徴づけ
社会政策の基本目標を「労資協調」の実現。しかも、「分配過程」の「修正」を通じてこれを行う点に求める。	北岡壽逸	「富の分配の不公平」に由来する「階級相互の反感軋轢を調和」することをもって社会政策の本質と考えている。 =自ら「労資協調」を著者自身の政策的な主張または立場として要求
	森耕二郎	「労資協調」をただ資本制的社会政策の実体として規定するにすぎない。 =(北岡とは異なり,)「没価値」的
	高田保馬	社会政策を「資本主義制度下に於ける階級的懸隔の短縮をめざす政策」「平等に向かう政策」「距離の懸隔に向かう政策」と定義。
社会政策をもって、資本主義に対立し、資本主義に代わる新たな社会秩序、社会主義的社会秩序の創出を企図し、それを実現するための手段とみなす。	福田徳三	社会政策は、「既存の分配秩序に満足せざる労働階級の闘争を可及的に国家的秩序のなかに組み込ましめるための政策」と定義。
	林癸未夫	社会政策とは、「資本主義的社会に於ける有産階級無産階級の対立によって生じる搾取の社会的弊害を排除するために、最高の奉仕力を保有する協働的本然社会建設の理想によって思想され、両階級の対立を廃止することを目的として、国家が国家のために行う諸方法である」と定義。
	河合栄治郎	社会政策の目的は、社会に属するあらゆる成員が人格の成長を為しうる社会組織を構成することであり、資本主義社会に対する闘争、その克服のための政策である。
社会学の助力の下に抽象的で広義な社会政策概念	井藤半彌	社会政策とは、社会生活の基本関係の発展を目的とする方策である。 =何が「社会生活の基本的関係」であるかはそれぞれ歴史的に与えられるものであるから、社会政策の内容も具体的に与えることはできず、ただ形式的に与えるのみに過ぎない。
	海野幸徳	社会政策をほとんど社会事業と同様なものとして取扱おうとした。

(大河内一男『社会政策原理』勁草書房、1951年、74-87頁、から作成。)

大河内は、これらの社会政策論をめぐっていう。

「わが国における社会政策概念の大部分はドイツ系のその輸入が中心であり、日本における社会政策的実践の特殊的制約の上に立ちつつ作り上げられたものではなかつた。『社会政策』といふ言葉そのものがすでにドイツの学界から輸入品にすぎなかつたのと同様に、この言葉の解釈もまた、ドイツ風に行はれたと言つてよい。従つて、社会政策概念の主流は倫理的な社会改良論であり、多くは講壇を中心に、社会改良論が述べられ信奉されて来たし、またわが国の社会政策的実践も、官僚の手を通じて、このやうな倫理的慈恵主義の下に運営されてきた。またその内容から言つても、社会事業的な慈恵の程度を出ないものに止まつてゐた。このやうな事態はまた、日本資本主義の発展の特殊な更新世の結果に外ならないものであつた。」²⁰⁾

伝統的な社会政策概念を批判し、社会政策を「資本主義経済の存立と発展とにとっての経済

的に内在的な要求」として理解するという立場から構築された大河内理論は、ヴェーバーの議論を後ろ盾とした。「科学と政策の厳格なる分離の要求」とするヴェーバーをめぐる大河内の解釈に沿って、大河内は次のように述べている。²¹⁾

「筆者は必ずしもウェーバー的な『没価値』性の要求をそのままの形で容認することを正しいとは思はないが、社会政策概念に従来まつわりついていた一切の倫理観や社会哲学をとり除き、即ち社会政策を資本主義の外から解釈したり資本主義の外へ引き出す態度を排し、むしろこれを近世の資本主義経済そのものの中から、この経済秩序の存立とその発展にとって内在的に－外からまたは上から超越的ではなく－要求せられるものとして、その意味で、経済社会そのものの総体としての要請として、理解しようとし、資本主義経済がその存立と発展のために、如何に社会政策的な実践を自らの体制維持のために、自己の胎内から作り出さざるを得ないかを証明しようと試みた。当時（『社会政策の基本問題』（1941年）のこと－引用者）筆者は社会政策の本質規定について次のやうに書いた、『社会政策は…何よりも先づ資本主義経済との機構的関連に於いて捉へられねばならない。それは、資本主義経済に対して、『上から』または『外から』与へられた政策としてではなく、反対に、経済そのものの裡から、或は経済そのものの総体的要求として、考へらるべきものである』と。かくして、『社会政策は、資本主義的営利経済に対する『社会的正義』や単なる『公平感』の所産ではなく、『営利活動』を産業社会総体として平準的に遂行し、『年々の再生産』が生産要素たる『労働力』について安定的に行はれるために、総資本の立場から、換言すれば経済社会の胎内から、其の内的必然性、機構的必然性として、要求せられる所のものが、社会政策に外ならないのである。換言すれば、それは資本主義経済がその労働力経済において遂行する自己保存行為の体系である。』勿論このやうな考へ方は、筆者にとっては、当時まだ一つの『思ひ付き』を出でないものであり、多くの未熟さを含んでいたが、而もこれは、筆者にとっては、その上に正しい社会政策概念が展開され、またやがて社会政策論の体系が作られる方法論でもあり前提に外ならなかつた。』²²⁾

4 社会政策における理論と実践－むすびにかえて－

この価値判断をめぐる大河内の「科学と政策の厳格なる分離の要求」のひとつの帰着点こそが、社会政策本質論争である。「社会政策の経済理論」をめぐる議論に終始する本論争のインパクトは、日本社会政策論史における戦前からの連続性という視点を失わせるだけの力があった。

本来の社会政策論としての戦前の日本社会政策論（社会政策＝労働政策＋生活政策）は、経済学に留まらない様々な専門分野を背景とする論者による広がりが見られた。とりわけ社会政策をめぐる実践（社会政策＝労働政策＋生活政策）については、大河内理論（社会政策＝労働政策と規定）を中心とする社会政策の理論化を目指す動きとの間には大きな乖離が生じた。その原点は1920年代半ばであり、1924年の大会を最後に「休眠」と表現され、戦後再建される

社会政策学会の不在期の、人口問題をめぐる論争のなかに本来の社会政策論としての戦前の社会政策論（社会政策＝労働政策＋生活政策）は解体の契機をみた。大正・昭和初期人口論争を起点とする「マルサスかマルクスか」の学説論争と人口政策立案に向けた動きという人口問題をめぐる理論と実践の乖離とその延長上に、大河内理論が台頭するという1920年代から1930年代にかけての学説史的動向の一帰着点として、戦後の社会政策本質論争が展望できるのである。

「倫理的」社会政策論の学問性に対する方法論上の批判者としてのヴェーバーの議論を注視した大河内は、「価値判断の排除」を根拠に人口政策立案に向けた動きのなかで融合をみた人口の<量>と<質>の観点、とりわけ出生率の低下を背景にもつ西欧先進諸国で形成をみた優境政策の系譜を社会政策の範疇から外すことを要求した。準戦時下から戦時下へと至る時代の大河内の「厚生経済」の主張はまさにそれであり、戦時人口政策に象徴される特異な政治的状况もそれを支持した。そのようななかで人口の<量>をめぐる議論のなかに覆い隠されていた人口の<質>＝生命の<質>、生活の<質>といった論点は、社会政策とは対置され、戦後社会福祉と呼ばれる社会事業論などとして把握されることになっていく。

経済学説史をさかのほれば、人口の<質>をめぐる議論と深く関わる時代思潮としての優生論は政策的主張を口にすることで価値判断の問題に触れることを恐れなかった学者らによって形成された。それを一つの系譜として捉えるにおいては、古典派から新古典派、そしてケインズ経済学へという主流派に対して、古典派から派生したそれ以外の系譜という一般的な把握はさほど意味を持たない。古典派と真っ向から対立するかたちで社会主義を志向したマルクス経済学に対して、ドイツ歴史学派やアメリカ制度学派と呼ばれる経済学者たちは資本主義を前提とする経済学の多様性を実現した。彼らを中心とする人口政策論の系譜が、価値判断をめぐる問いを媒介とする福祉国家論前史として把握し得るのである。

大河内はマルクス経済学によってドイツ歴史学派を批判するなかに社会政策学を理論的に確立しようとしたが、それはドイツを中心に広がりをもた社会科学的客観性をめぐる価値判断論争でヴェーバーの主張を支持するものでもあった。その視点は、マーシャルを起点とする厚生経済学としての、あるいは福祉国家論の先駆者としてのミュルダールの価値前提としての、あるいはまた福田の「厚生経済」の福祉実践に原理を与えようとする経済学の潮流には批判的である。

本稿の冒頭で山田雄三が福田の「社会的必要」＝ある種の社会的価値観の形成の主張をグンナー・ミュルダールの価値判断をめぐる議論＝「価値前提」と結びつけて評価したことに言及したが、その山田は経済審議会・所得倍増計画部会長として池田勇人政権の「所得倍増計画」の策定を支えた人物であり、社会保障研究所の初代所長も務めた。山田は早くからミュルダールの価値前提＝平等主義原理の主張に注目するなど、価値判断をめぐる問いと正面から向き合うことで理論と実践の統合にも心を配った。社会科学の問題を「利害対立を含む、多元的価値の相互批判的調整」と捉えた山田の価値判断をめぐる問題意識は、師である福田の「厚生経済」を意識していたことは言うまでもない。

この山田の台頭は、戦後の日本が1946年2月の「社会保障研究会」の発足にはじまって1950年10月に社会保障制度審議会から出された『社会保障制度に関する勧告』という土台の上に社会保障制度をどのように形成、発展させていくかという生活政策の実践面における大きな転換点にあったときのことであるが、当時の社会政策学界ではなおも本来の社会政策（＝労働政策＋生活政策）から生活政策を切り離して社会政策＝労働政策の定義に繋がっている（価値判断の排除の姿勢から形成された）大河内理論が支配的であったのは皮肉なことである。

注

- 1) 山田雄三「『厚生経済』研究における福田先生の遍歴」福田徳三『厚生経済』講談社、1980年、228-229頁。
- 2) 福田徳三『社会政策と厚生闘争』改造社、1922年。引用は、福田徳三『厚生経済』講談社、1980年、39頁。
- 3) 福田徳三『復興経済の原理及若干問題』同文館、1924年。引用は、福田徳三『厚生経済』講談社、1980年、115頁。
- 4) 福田徳三『社会政策と厚生闘争』改造社、1922年。引用は、福田徳三『厚生経済』講談社、1980年、53頁。
- 5) 福田徳三『厚生経済研究』刀江書院、1930年。引用は、福田徳三『厚生経済』講談社、1980年、163頁。
- 6) 山田雄三「『厚生経済』研究における福田先生の遍歴」福田徳三『厚生経済』講談社、1980年、228頁。
- 7) 川島章平「福田徳三における「社会の発見」と個人の生」『相関社会科学』(15)、2005年、29頁。
- 8) 福田徳三「社会問題概論」『社会経済体系 第参卷 社会問題』（出版社、出版年、表記なし）、11-12頁。（龍谷大学の蔵書、資料番号：29650488790）本文のなかで、当論考が『経済学全集』第5集『社会政策研究』（同文館、1926年）に収められた『労働運動と賃金制度』の第一篇「労働運動の理論的根拠」の再掲であるという記述がみられる。
- 9) 同上書、13頁。
- 10) 同上書、91頁。
- 11) 同上書、91頁。
- 12) 河津暹編『金井教授在職二十五年記念文集 最近社会政策』有斐閣、1916年、に収められた論考。
- 13) 福田徳三「生存権の社会政策」河津暹編『金井教授在職二十五年記念文集 最近社会政策』有斐閣、1916年、所収。（引用は、福田徳三『生存権の社会政策』講談社、1980年、193頁。）
- 14) 福田徳三『社会政策と階級闘争』大倉書店、1922年、所収。（引用は、福田徳三『生存権の社会政策』講談社、1980年、118-119頁。）
- 15) 大河内一男「日本の厚生の問題」小山久二郎編『現代日本の基礎2 厚生』小山書店、1944年、16頁。
- 16) 大河内一男『独逸社会政策思想史』日本評論社、1936年。引用は、『独逸社会政策論史（下）』日本評論社、1951年、5頁。
- 17) 大河内一男『独逸社会政策思想史』日本評論社、1936年。引用は、『独逸社会政策論史（上）』日本評論社、1949年、1-2頁。
- 18) 大河内一男『独逸社会政策思想史』日本評論社、1936年。引用は、『独逸社会政策論史（下）』日本評論社、1951年、1頁。
- 19) 大河内一男『社会政策原理』勁草書房、1951年、73-74頁。
- 20) 同上書、87-88頁。
- 21) 「大河内的解釈」と表記したのは、「事実認識と事実判断は峻別されなければならない」という本来のヴェーバーの見解を、大河内は「科学と政策の厳格なる分離の要求」と解釈したからである。「かくして提起された科学と政策との厳格なる分離の要求からすれば、社会改良主義の立場や、科学の名において社会改良を提案し要求することは、決して科学としての社会政策に値しないものであった。同様に、資本主義社会を克服する手段として、社会政策を提案し要求することもまた、依然として『没価値』的態度からは、違いものだと言はなければならなかつた。マックス・ウェーバーのこのやうな批判は、一般的な形で、社会科学の方法に関する反省として述べられたのであるが、具体的には、歴史学派による倫理的な社会改良主義の学問性に対する批判であり、労働階級または中間階級のために社会改良を積極的に要求することの科学的客観性の拒絶であつた。ゾムバルトはじめ多くの社会学者は、惣ち熱心なウェーバーの支持者となり、爾来、ウェーバー的な意味における『没価値』性の要求の上に立ち乍ら、社会政策の概念規定を行おうとすることが一の流行となつた。」（大河内一男『社会政策原理』勁草書房、1951年、55頁。）
- 22) 同上書、90-92頁。

参考文献

- ・大河内一男『独逸社会政策論史(上)』日本評論社, 1949年。
- ・大河内一男『独逸社会政策論史(下)』日本評論社, 1951年。
- ・大河内一男『社会政策原理』勁草書房, 1951年。
- ・福田徳三「社会問題概論」『社会経済体系 第参卷 社会問題』(出版社, 出版年, 不明)。
- ・福田徳三『厚生経済』講談社, 1980年。
- ・福田徳三『生存権の社会政策』講談社, 1980年。
- ・井上琢智「福田徳三と厚生経済学の形成」『経済学論究』52(1), 1998年。
- ・川島章平「福田徳三における「社会の発見」と個人の生」『相関社会科学』(15), 2005年。
- ・小峯敦『ベヴェリッジの経済思想—ケインズたちとの交流』昭和堂, 2007年。
- ・小山久二郎編『現代日本の基礎2 厚生』小山書店, 1944年。
- ・杉田菜穂『人口・家族・生命と社会政策—日本の経験—』法律文化社, 2010年。
- ・杉田菜穂『<優生>・<優境>と社会政策—人口問題の日本的展開—』法律文化社, 2013年。
- ・玉井金五『防貧の創造—近代社会政策論研究—』啓文社, 1992年。
- ・玉井金五・大森真紀編『三訂 社会政策を学ぶ人のために』世界思想社, 2007年。
- ・玉井金五・杉田菜穂「日本における<経済学>系社会政策論と<社会学>系社会政策論—戦前の軌跡—」『経済学雑誌』第109巻第3号, 2008年。
- ・玉井金五『共助の稜線—近現代日本社会政策論研究—』法律文化社, 2012年。
- ・西沢保「福田徳三の経済思想: 厚生経済・社会政策を中心に」『一橋論叢』132(4), 2004年。
- ・西沢保『マーシャルと歴史学派の経済思想』岩波書店, 2007年。
- ・ミュルダール著・丸尾直美訳『社会科学と価値判断』竹内書店, 1971年。
- ・山田雄三『価値多元時代と経済学』岩波書店, 1994年。
- ・山本堅一「マーシャルの経済生物学の意義」経済学史学会大会第72回大会, 2008年5月, フルペーパー。